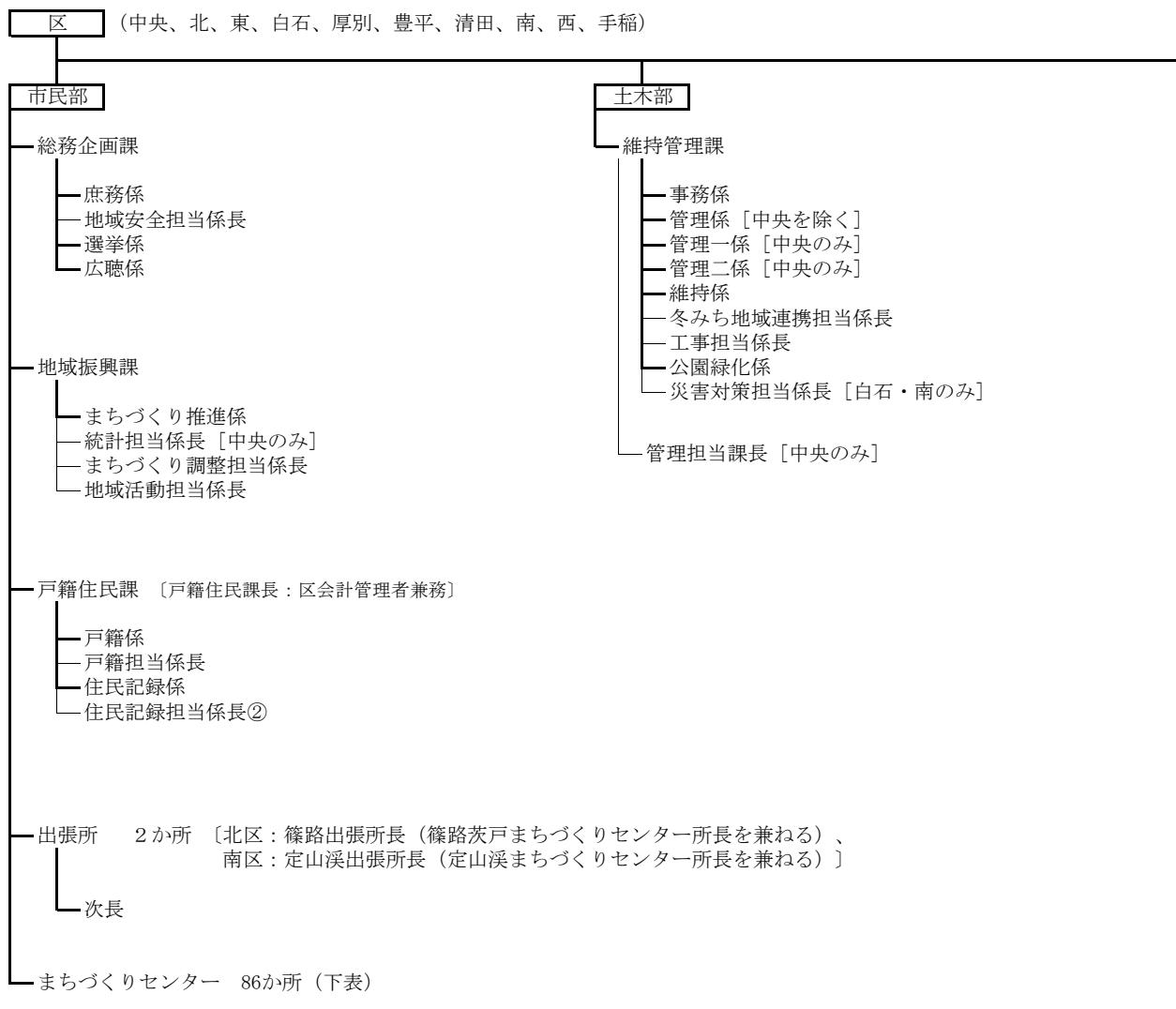


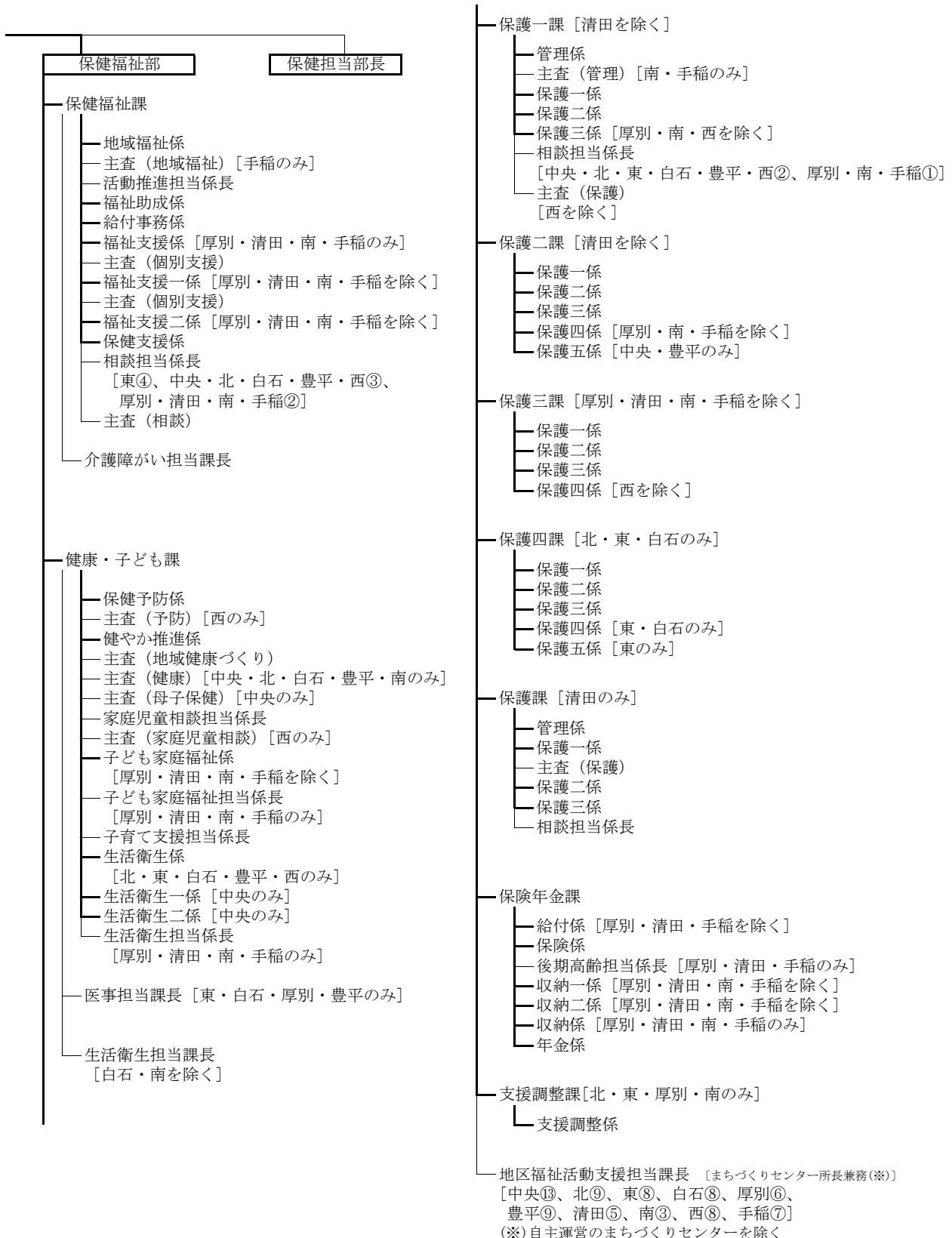
## II 区役所の行政機構等

### 1. 行政機構 (令和5年4月1日現在)



まちづくりセンター 86か所 (下表)

中央区	本府・中央、東北・東、苗穂、豊水、西創成、曙、山鼻、幌西、大通・西、南円山、円山、桑園、宮の森
北 区	篠路茨戸、鉄西、幌北、北、新川、新琴似、新琴似西、屯田、麻生、太平百合が原、拓北・あいの里
東 区	鉄東、北光、北栄、栄西、栄東、元町、伏古本町、丘珠、札苗、苗穂東
白石区	白石、東白石、東札幌、菊水、北白石、北東白石、白石東、菊の里
厚別区	厚別中央、厚別南、厚別西、もみじ台、青葉、厚別東
豊平区	豊平、美園、月寒、平岸、中の島、西岡、福住、東月寒、南平岸
清田区	北野、清田中央、平岡、清田、里塚・美しが丘
南 区	定山渓、真駒内、石山、簾舞、藤野、藻岩、藻岩下、澄川、芸術の森地区
西 区	八軒、琴似二十四軒、西町、発寒北、西野、山の手、発寒、八軒中央
手稲区	手稲、手稲鉄北、前田、新発寒、富丘西宮の沢、稻穂金山、星置



## 2. 事務分掌 (令和5年4月1日現在)

### 市民部

#### 総務企画課

- 1 区所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- 2 区行政の推進に係る事項の調査、企画及び調整に関すること。
- 3 まちづくり戦略ビジョン及びこれに基づく実施計画並びにこれらに基づく基本的な計画の区関係部分に係る調整に関すること。
- 4 文書の收受発送及び完結文書保存に関すること。
- 5 区に係る公印の管理に関すること。
- 6 区役所集中管理自動車の使用及び維持管理に関すること。
- 7 区役所庁舎の維持管理及び庁中取締りに関すること。
- 8 区役所出張所庁舎の維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（北区及び南区に限る。）。
- 9 地区集会所の維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（北区及び南区に限る。）。
- 10 区民センター、コミュニティセンター、地区センター、地区会館及びまちづくりセンター（中央区にあつては円山児童会館及び桑園児童会館、北区にあつては太平児童会館及び麻生児童会館、東区にあつては北光児童会館、厚別区にあつては厚別南児童会館、豊平区にあつては豊平児童会館及び美園児童会館、清田区にあつては清田中央児童会館、南区にあつてはみすまい児童会館を含む。）に係る施設の維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（コミュニティセンターにあつては、北区及び手稲区に限る。）。
- 11 部所管施設に係る委託契約に関すること。
- 12 部所管公有財産の管理に関すること。
- 13 市民交流広場の管理運営に関する事（厚別区及び清田区に限る。）。
- 14 防犯に係る連絡調整に関する事。
- 15 交通安全運動及び関係団体との連絡調整に関する事。
- 16 区災害対策の連絡調整に関する事。
- 17 区選挙管理委員会との連絡調整に関する事。
- 18 広報誌の区版の作成及び広報誌の配布に関する事。
- 19 区民の相談及び要望等への対応の総括に関する事。

20 区長懇談会等区に係る集団広聴の実施に関する事。

21 部内の経理に関する事。

22 区内他部及び部内他課所の主管に属しない事。

#### 地域振興課

- 1 地域におけるまちづくり活動に係る調整に関する事。
- 2 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の企画及び調整に関する事。
- 3 住民組織の振興（まちづくりセンターが所管するものを除く。）に関する事。
- 4 地区センター、まちづくりセンター（篠路茨戸まちづくりセンター及び定山渓まちづくりセンターを除く。）及び地区会館の新築、改築等の要望に係る事務の連絡調整に関する事。
- 5 地区会館の運営に関する指導及び助言に関する事。
- 6 市民集会施設の補助に関する事。
- 7 各種統計調査の実施に関する事。
- 8 自衛官の募集に関する事。
- 9 まちづくりセンターにおける未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の企画及び実施に係る調整に関する事。
- 10 地区住民組織の振興に関してまちづくりセンターが行う事務の連絡調整に関する事。
- 11 前号に掲げる以外の事務に係るまちづくりセンターとの連絡調整に関する事。
- 12 地域住民の生涯学習に係る事業の企画、調整及び実施に関する事。
- 13 地域の生涯学習関係団体との連絡調整に関する事。
- 14 青少年健全育成のための各種事業の推進及び成人式に関する事。
- 15 区民センター、コミュニティセンター及び地区センターに関する事（コミュニティセンターにあつては、北区及び手稲区に限る。）。ただし、総務企画課並びに屯田まちづくりセンター、拓北・あいの里まちづくりセンター、清田まちづくりセンター、里塚・美しが丘まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、藻岩まちづくりセンター、手稲まちづくりセンター、新発寒まちづくりセンター及び星置まちづくりセンターの所管に係るもの）を除く。

## 戸籍住民課

- 1 住民基本台帳に関すること。
- 2 住民記録に関すること。
- 3 戸籍及び戸籍の附票に関すること。
- 4 外国人住民に係る住居地の届出に関すること。
- 5 印鑑の登録及び登録証明に関すること。
- 6 身分証明、転出証明、住居表示変更証明その他諸証明に関すること。
- 7 個人番号カードに関すること。
- 8 電子署名に係る認証業務に関すること。
- 9 人口動態調査に関すること。
- 10 臨時運行許可に関すること。
- 11 学齢児童、生徒に関すること。
- 12 埋火葬の許可に関すること。
- 13 犯罪人名簿に関すること。
- 14 市税に係る諸証明書の交付に関すること（別に定めるものに限る。）。

## 篠路出張所・定山渓出張所

- 1 住民基本台帳に関すること。
- 2 戸籍及び戸籍の附票に関すること。
- 3 印鑑の登録及び登録証明に関すること。
- 4 転出証明その他諸証明に関すること。
- 5 臨時運行許可に関すること。
- 6 埋火葬許可に関すること。
- 7 交通安全の推進に関すること。
- 8 地区集会所の管理運営に関すること。
- 9 市税に係る諸証明書の交付に関すること（別に定めるものに限る。）。
- 10 児童手当に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 11 子ども医療費の助成に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 12 介護保険に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 13 敬老優待乗車証に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 14 高齢者、障がい者等の保健福祉に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 15 母子保健に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 16 難病対策に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 17 子ども・子育て支援法に基づく情報の提供等に関すること（篠路出張所に限る。）。

ること（篠路出張所に限る。）。

- 18 国民健康保険に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 19 国民年金に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 20 後期高齢者医療に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 21 その他区長が必要と認めたこと。

## まちづくりセンター

- 1 地区住民組織の振興及び住民組織のネットワーク化支援に関すること。
- 2 市民集会施設の補助に係る相談及び要望等の集約に関すること。
- 3 戸籍及び住民記録業務等の取次ぎに関すること（篠路茨戸まちづくりセンター及び定山渓まちづくりセンターを除く。）。
- 4 地区に係る要望等の収集に関すること。
- 5 地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整に関すること。
- 6 地域情報の交流及び市政情報の提供に関すること。
- 7 児童会館の管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（円山まちづくりセンター（円山児童会館に限る。）、桑園まちづくりセンター（桑園児童会館に限る。）、麻生まちづくりセンター（麻生児童会館に限る。）、太平百合が原まちづくりセンター（太平児童会館に限る。）、北光まちづくりセンター（北光児童会館に限る。）、厚別南まちづくりセンター（厚別南児童会館に限る。）、豊平まちづくりセンター（豊平児童会館に限る。）、美園まちづくりセンター（美園児童会館に限る。）、清田中央まちづくりセンター（清田児童会館に限る。）及び簾舞まちづくりセンター（みすまい児童会館に限る。）に限る。）。
- 8 地区センターの管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（屯田まちづくりセンター（屯田地区センターに限る。）、拓北・あいの里まちづくりセンター（拓北・あいの里地区センターに限る。）、里塚・美しが丘まちづくりセンター（里塚・美しが丘地区センターに限る。）、藤野まちづくりセンター（藤野地区センターに限る。）、藻岩まちづくりセンター（もいわ地区センターに限る。）、新発寒まちづくりセンター（新発寒地区センターに限る。）及び星置まちづくりセンター（星置地区センターに限る。）に限る。）。

- 9 コミュニティセンターの管理（市長が定めるものに限る。）に関する事項（手稲まちづくりセンター（手稲コミュニティセンターに限る。）に限る。）
- 10 区民センターの管理（市長が定めるものに限る。）に関する事項（清田まちづくりセンター（清田区民センターに限る。）に限る。）
- 11 その他区長が必要と認めたこと。

## 土木部

### 維持管理課

- 1 公園緑地等（みどりの推進部の所管に係るもの）を除く。以下この項において同じ。の占用許可及び公園緑地等内の行為の許可に関する事項。
- 2 市民記念植樹の受付に関する事項。
- 3 道路の占用及び掘削の許可に関する事項（建設局総務部の所管に係るもの）を除く。）。
- 4 道路占用の監督処分に関する事項。
- 5 道路損傷に対する原状回復命令に関する事項。
- 6 屋外広告物の許可及び違反広告物の取締りに関する事項。
- 7 道路法に基づく通行禁止及び制限並びにこれらに伴う公安委員会との協議に関する事項。
- 8 道路標識及び街路灯の設置及び維持管理に関する事項。
- 9 道路の監察パトロールに関する事項。
- 10 私人の行う道路工事の承認に関する事項。
- 11 道路認定の願出の受付及び相談に関する事項。
- 12 道路用地の寄附申出の受付及び相談に関する事項。
- 13 私設街路灯の設置費補助等に関する事項。
- 14 道路、公園緑地等及び河川のパトロールに関する事項。
- 15 道路、橋梁及び河川の維持補修の計画及び実施に関する事項。
- 16 道路の新設改良、橋梁の新設架換及び河川工事の施行に関する事項。
- 17 他部から委託された工事施行に関する事項。
- 18 道路等の除雪の計画及び実施に関する事項。
- 19 道路等の除雪に係る地域との連携に関する事項（建設局土木部の所管に係るもの）を除く。）。

- 20 区内スキー場に関する事項（南区に限る。）。
- 21 公園緑地等の運営管理並びに街路樹等の管理及び維持補修に関する事項。
- 22 公園緑地等の設計及び工事に関する事項。
- 23 区土木部庁舎の維持管理に関する事項。
- 24 部内の経理に関する事項。

## 保健福祉部

### 保健福祉課

- 1 地域福祉の推進に関する事項。
- 2 旧軍人、戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関する事項。
- 3 戦傷病者に対する補装具の支給及び修理に関する事項。
- 4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事項。
- 5 行旅病人及び行旅死亡人並びに引取者のない遺骨の取扱いに関する事項。
- 6 老人クラブの運営指導に関する事項。
- 7 区民生委員・児童委員関係事務の総括に関する事項。
- 8 区社会福祉協議会の事業支援に関する事項。
- 9 地域保健福祉の推進に係る事業の連絡調整に関する事項。
- 10 地域自主運営を行っているまちづくりセンターが所管する地区内における地域保健福祉活動の支援及び調整に関する事項。
- 11 災害に備えた要配慮者避難支援の促進に関する事項。
- 12 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受付に関する事項。
- 13 児童手当、災害遭児手当並びに災害遭児入学及び就職支度資金の受付及び支給に関する事項。
- 14 心身障害者扶養共済制度の実施に関する事項。
- 15 子ども、重度心身障がい者及びひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事項。
- 16 老人福祉法に関する事項。
- 17 健康増進法による健康増進事業（市長が定めるものに限る。）の実施に関する事項。
- 18 国民健康保険に係る特定保健指導（健康・子ども課の所管に係るもの）を除く。）に関する事項。

- 19 高齢者の虐待防止に関すること。
- 20 要介護認定及び要支援認定に関すること。
- 21 介護保険の給付、負担限度額等の認定及び利用者負担額の減額に関すること。
- 22 介護認定審査会（部会に限る。）の庶務に関すること。
- 23 地域支援事業の運営に関すること。
- 24 地域包括支援センターとの連絡調整に関すること。
- 25 知的障害者福祉法に関すること。
- 26 身体障害者福祉法に関すること。
- 27 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。
- 28 児童福祉法の規定による障害児通所支援等に関すること。
- 29 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること（精神保健福祉センターの所管に係るものと除く。）。
- 30 障害児福祉手当及び特別障害者手当の受付及び支給に関すること。
- 31 障害支援区分認定等審査会（部会に限る。）の庶務に関すること。
- 32 障害者の虐待防止に関すること。
- 33 高齢者、障がい者等の保健福祉及び介護保険に係る相談及び苦情並びにこれらに伴う指導及び助言に関すること。
- 34 保健福祉に係る総合的な相談並びにこれに伴う部内調整、指導及び助言に関すること。
- 35 その他区内社会福祉施設との連絡調整に関する事項（健康・子ども課の所管に係るものと除く。）。
- 36 部内（保険年金課を除く。）の経理に関する事項（健康・子ども課の所管に係るものと除く。）。
- 37 部内他課の主管に属しないこと。
- 7 健康づくりセンターの維持管理（市長が定めるものに限る。）に関する事項（東区に限る。）。
- 8 地域の健康づくりに関する事項。
- 9 健康増進法による健康増進事業（高齢保健福祉部、保健所及び保健福祉課の所管に係るものと除く。）の実施に関する事項。
- 10 母子、成人及び老人の保健指導に関する事項。
- 11 国民健康保険に係る特定健康診査（後期高齢者等の健康診査を含み、保険年金課の所管に係るものと除く。）・特定保健指導（市長が定めるものに限る。）に関する事項。
- 12 栄養指導・食育（市長が定めるものに限る。）に関する事項。
- 13 助産施設入所者からの費用徴収に関する事項。
- 14 母子生活支援施設入所者からの費用徴収に関する事項（中央区、東区、白石区、豊平区及び南区に限る。）。
- 15 児童福祉法に関する事項（保健福祉課の所管に係るものと除く。）。
- 16 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定及び償還払いに関する事項。
- 17 子ども・子育て支援法に基づく情報の提供等に関する事項。
- 18 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事項。
- 19 家庭児童相談に関する事項。
- 20 婦人相談に関する事項。
- 21 地域子育て支援事業の実施に関する事項。
- 22 子育てに係る市内他機関との連携・調整に関する事項（子育て支援部の所管に係るものと除く。）。
- 23 児童虐待に関する事項（児童相談所の所管に係るものと除く。）。
- 24 衛生害虫の駆除相談等の環境衛生関係の市民相談に関する事項。
- 25 空き地等に繁茂する雑草の除去の指導に関する事項。
- 26 畜犬の登録及び犬猫の引取りに関する事項。
- 27 保健センターの管理運営に関する事項。
- 28 部内の経理に関する事項（健康・子ども課に係るものと除く。）に限る。）。

### 健康・子ども課

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事項（市長が定めるものに限る。）。
- 2 難病対策に関する事項。
- 3 母子保健に関する事項。
- 4 歯科保健に関する事項。
- 5 医療社会事業に関する事項。
- 6 育成医療その他児童に係る医療の給付に関する事項。

保護一課（清田区以外の区）

- 1 生活保護法に関すること（保健福祉部長が定めるものに限る。）。
  - 2 保護金品の支給に関すること。
  - 3 生活保護の統計に関すること。
  - 4 保護一課、保護二課及び保護三課（北区、東区及び白石区にあつては保護一課、保護二課、保護三課及び保護四課、厚別区、南区及び手稲区にあつては保護一課及び保護二課）所管事務の総括調整に関すること。
- 保護二課（清田区以外の区）
- 1 生活保護法に関すること（保護一課及び保護三課（北区、東区及び白石区にあつては保護一課、保護三課及び保護四課、厚別区、南区及び手稲区にあつては保護一課）の所管に係るものを除く。）。
- 8 国民年金に係る届出書等の受理及び送付に関すること。
  - 9 特別障害給付金に係る請求書等の受理、送付等に関すること。
  - 10 年金生活者支援給付金に係る請求書等の受理、送付等に関すること。
  - 11 介護保険の資格喪失に関すること。
  - 12 介護保険料の賦課徴収及び滞納処分に関すること。
  - 13 後期高齢者医療に係る申請書等の受理及び送付に関すること。
  - 14 後期高齢者医療保険料の徴収、督促及び滞納処分に関すること。
  - 15 部内の経理（保険年金課に係るものに限る。）に関すること。

- 保護三課（厚別区、清田区、南区及び手稲区以外の区）
- 1 生活保護法に関すること（保護一課及び保護二課（北区、東区及び白石区にあつては、保護一課、保護二課及び保護四課）の所管に係るものを除く。）。

保護四課（北区、東区及び白石区）

- 1 生活保護法に関すること（保護一課、保護二課及び保護三課の所管に係るものを除く。）。

保護課（清田区）

- 1 生活保護法に関すること。
- 2 保護金品の支給に関すること。
- 3 生活保護の統計に関すること。

保険年金課

- 1 国民健康保険の資格喪失に関すること。
- 2 国民健康保険の給付に関すること。
- 3 国民健康保険料の賦課徴収及び滞納処分に関すること。
- 4 保健事業の実施に関すること。
- 5 国民健康保険に係る特定健康診査（後期高齢者の健診査を含む。）の受診券交付及びデータの管理に関すること。
- 6 国保協力会に関すること。
- 7 国民年金の資格喪失に関すること。

支援調整課（北区、東区、厚別区及び南区）

- 1 複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に係る調整に関すること。
- 2 複合支援推進会議に関すること。

地区福祉活動支援担当課長（まちづくりセンター所長兼務）

- 1 まちづくりセンター（地域自主運営を行っているものを除く。）が所管する地区内における地域保健福祉活動の支援及び調整に関すること。

## **市民文化局地域振興部の事務分掌**

### **地域振興部**

#### 区政課

- 1 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- 2 区の一般事務管理関係予算、庶務等の総括調整に関すること。
- 3 区行政の推進に係る調査研究及び総括調整に関すること。
- 4 区の境界に関すること。
- 5 区役所庁舎等の施設整備計画及び更新に関すること。
- 6 区役所、区民センター、コミュニティセンター、地区センター、まちづくりセンター及び地区会館の維持管理の調整に関すること。
- 7 交通安全実施計画の策定に関すること。
- 8 違法駐車等の防止等に係る事業の推進に関すること。
- 9 各種交通安全運動、行事等の企画及び指導並びに關係機関との連絡調整に関すること。
- 10 前3号に係る区の事務の総括調整に関すること。
- 11 地域防犯の推進に関すること。
- 12 犯罪被害者等支援（性暴力被害者支援を除く。）に関すること。
- 13 区民センター、コミュニティセンター及び地区センターの運営等の調整に関すること。
- 14 まちづくりセンターの管理（情報交流機能を除く。）及び地区会館の運営管理の調整に関すること。
- 15 市民集会施設に係る補助の総括に関すること。
- 16 自衛官募集事務の総括に関すること。
- 17 平和事業の推進に関すること。
- 18 中央健康づくりセンターの維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること。
- 19 交通安全対策会議の庶務に関すること。
- 20 犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の庶務に関すること。
- 21 部内の経理に関すること。
- 22 局内他部及び部内他課の主管に属しないこと。

- 1 市民自治の推進に関すること。
- 2 まちづくりセンターの運営に関すること。
- 3 地域のまちづくり活動の支援に関すること。
- 4 住民組織の振興の総括に関すること。
- 5 地縁団体の認可に関すること。
- 6 市民自治推進会議の庶務に関すること。
- 7 市民活動の促進に関すること。
- 8 市民活動サポートセンターの管理運営に関すること。
- 9 市民まちづくり活動促進テーブルの庶務に関すること。
- 10 特定非営利活動法人の認証及び認定に関すること。
- 11 控除対象特定非営利活動法人の指定に関すること。
- 12 控除対象特定非営利活動法人審査委員会の庶務に関すること。

### **市民自治推進室**

#### 市民自治推進課

### 3. 職員数

#### (1) 区の課別職員定数

令和5年4月1日現在

部 課	総 数	中央区	北 区	東 区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南 区	西 区	手稲区
総 数	3,084	377	401	407	369	220	344	191	238	314	223
<b>市民部</b>	<b>686</b>	<b>82</b>	<b>84</b>	<b>74</b>	<b>71</b>	<b>58</b>	<b>72</b>	<b>57</b>	<b>60</b>	<b>69</b>	<b>59</b>
総務企画課	176	18	18	18	18	17	18	17	17	18	17
地域振興課	138	15	14	14	14	13	14	13	14	14	13
戸籍住民課	286	36	34	34	31	22	31	22	25	29	22
出張所	12	0	10	0	0	0	0	0	2	0	0
まちづくりセンター	74	13	8	8	8	6	9	5	2	8	7
<b>土木部</b>	<b>314</b>	<b>43</b>	<b>37</b>	<b>34</b>	<b>32</b>	<b>26</b>	<b>29</b>	<b>26</b>	<b>30</b>	<b>31</b>	<b>26</b>
維持管理課	314	43	37	34	32	26	29	26	30	31	26
<b>保健福祉部</b>	<b>2,084</b>	<b>252</b>	<b>280</b>	<b>299</b>	<b>266</b>	<b>136</b>	<b>243</b>	<b>108</b>	<b>148</b>	<b>214</b>	<b>138</b>
保健福祉課	586	61	75	75	61	46	63	40	51	66	48
健康・子ども課	333	42	42	41	37	25	36	24	25	35	26
保護一課	259	33	33	37	36	21	33	0	23	24	19
保護二課	268	38	30	33	31	22	39	0	23	30	22
保護三課	187	33	31	34	31	0	33	0	0	25	0
保護四課	92	0	25	36	31	0	0	0	0	0	0
保護課	25	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0
保険年金課	334	45	44	43	39	22	39	19	26	34	23

注1:区長は総務企画課に、部長は部庶務担当課に計上

## (2) 区・部・職種別職員定数

令和5年4月1日現在

	合 計	事務職員						計	技術職員										その他の職員					
		局 ・ 部 長 職	課 長 職	係 長 職	事 務 職	精神 保健 相 談 員	局 ・ 部 長 職		課 長 職	係 長 職	土 木	造 園	保 健 師	助 産 師	看 護 師	栄 養 士	歯 科 衛 生 士	放 射 線 技 師	保 育 士	衛 生	計	運 転 手	土 木 管 理 員	
全 部 課	3,084	2,577	30	172	405	1,943	27	480	20	17	95	104	28	150	0	10	20	5	0	0	31	27	0	27
中央区	377	316	3	24	46	240	3	57	2	2	10	12	3	17	0	1	2	1	0	0	7	4	0	4
北 区	401	339	3	20	48	264	4	59	2	2	9	14	3	21	0	1	2	1	0	0	4	3	0	3
東 区	407	349	3	19	49	275	3	54	2	2	9	12	3	19	0	1	2	1	0	0	3	4	0	4
白石区	369	317	3	19	47	245	3	49	2	1	10	11	3	15	0	1	2	1	0	0	3	3	0	3
厚別区	220	178	3	14	33	126	2	40	2	2	9	9	2	11	0	1	2	0	0	0	2	2	0	2
豊平区	344	293	3	19	43	225	3	49	2	2	10	10	3	15	0	1	2	1	0	0	3	2	0	2
清田区	191	149	3	12	30	102	2	40	2	2	10	7	3	11	0	1	2	0	0	0	2	2	0	2
南 区	238	192	3	12	35	140	2	43	2	1	10	9	3	13	0	1	2	0	0	0	2	3	0	3
西 区	314	264	3	18	41	199	3	48	2	1	9	11	3	16	0	1	2	0	0	0	3	2	0	2
手稲区	223	180	3	15	33	127	2	41	2	2	9	9	2	12	0	1	2	0	0	0	2	2	0	2
市 民 部	686	685	20	106	123	436	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央区	82	82	2	16	13	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北 区	84	83	2	12	13	56	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 区	74	74	2	11	12	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白石区	71	71	2	11	12	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚別区	58	58	2	9	12	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊平区	72	72	2	12	12	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清田区	57	57	2	8	12	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南 区	60	60	2	6	13	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西 区	69	69	2	11	12	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手稲区	59	59	2	10	12	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土 木 部	314	91	0	1	19	71	0	196	10	10	44	104	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
中央区	43	18	0	1	3	14	0	21	1	1	4	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
北 区	37	11	0	0	2	9	0	23	1	1	4	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
東 区	34	9	0	0	2	7	0	21	1	1	4	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
白石区	32	8	0	0	2	6	0	21	1	1	5	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
厚別区	26	7	0	0	2	5	0	17	1	1	4	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
豊平区	29	7	0	0	1	6	0	20	1	1	5	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
清田区	26	7	0	0	1	6	0	17	1	1	5	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
南 区	30	8	0	0	2	6	0	19	1	1	5	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
西 区	31	9	0	0	2	7	0	20	1	1	4	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
手稲区	26	7	0	0	2	5	0	17	1	1	4	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
保健福祉部	2,084	1,801	10	65	263	1,436	27	283	10	7	51	0	0	149	0	10	20	5	0	0	31	0	0	0
中央区	252	216	1	7	30	175	3	36	1	1	6	0	0	17	0	1	2	1	0	0	7	0	0	0
北 区	280	245	1	8	33	199	4	35	1	1	5	0	0	20	0	1	2	1	0	0	4	0	0	0
東 区	299	266	1	8	35	219	3	33	1	1	5	0	0	19	0	1	2	1	0	0	3	0	0	0
白石区	266	238	1	8	33	193	3	28	1	0	5	0	0	15	0	1	2	1	0	0	3	0	0	0
厚別区	136	113	1	5	19	86	2	23	1	1	5	0	0	11	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0
豊平区	243	214	1	7	30	173	3	29	1	1	5	0	0	15	0	1	2	1	0	0	3	0	0	0
清田区	108	85	1	4	17	61	2	23	1	1	5	0	0	11	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0
南 区	148	124	1	6	20	95	2	24	1	0	5	0	0	13	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0
西 区	214	186	1	7	27	148	3	28	1	0	5	0	0	16	0	1	2	0	0	0	3	0	0	0
手稲区	138	114	1	5	19	87	2	24	1	1	5	0	0	12	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0

#### 4. 区の組織の変遷及び区の機能強化の年譜

年月日	概要
S47. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令指定都市移行。区制施行〔7区体制〕</li> <li>・区の組織は、区長、区次長を置き、そのもとに総務部、税務部、土木部、福祉事務所の4部体制（ほかに会計課）スタート</li> </ul>
S49. 1. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の活動の拠点として北区総務部に区民センターを設置（以降各区に順次設置）</li> </ul>
S49. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所に保護課を設置し、福祉部門の体制を強化</li> </ul>
S50. 7. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務部課税課を市民税課と固定資産税課に分割し、課税部門の体制を強化</li> </ul>
S52. 4. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区次長を副区長に名称変更</li> </ul>
S53. 4. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との連携をより密接にするため、総務部市民課連絡所を係相当から課相当とし体制を強化</li> </ul>
S61. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に分かりやすい名称とするため、総務部を市民部に名称変更</li> </ul>
H元. 11. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白石区及び西区を分区して、厚別区及び手稲区を設置〔9区体制〕</li> </ul>
H 2. 4. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の自主執行事業として「区の個性あるまちづくり事業」を創設（平成4年6月2日に「区のふれあい街づくり事業」に変更）</li> </ul>
H 3. 7. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の総合調整機能強化のため、「札幌市区における総合行政の推進に関する規則」を施行</li> <li>・甲・乙部長の区分を廃止して、本庁の部長と区の部長を同格とともに、甲部長職の副区長を廃止</li> <li>・市民に分かりやすい名称とするため、福祉事務所を福祉部に名称変更</li> <li>・区の企画調整機能強化のため、区市民部総務課に企画調整主査（係長職）を設置</li> </ul>
H 7. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長に、区の一般職に係る人事配置権を付与（他の局長と同時に付与）</li> </ul>
H 9. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健と福祉の連携を強化するため、区に保健センター（部相当）を編入〔5部体制〕</li> <li>・区の企画調整機能を強化するため、区市民部総務課に広聴企画担当課長を設置</li> <li>・会計課を廃止して、会計係を戸籍住民課に所属替</li> <li>・地域に密着した区行政を推進するため、地域振興課を設置（市民課の振替）</li> <li>・区民センターの運営を委託することに伴い、機構としての区民センター（課相当）を廃止</li> </ul>
H 9. 11. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊平区を分区して、清田区を設置〔10区体制〕</li> <li>・保健と福祉の連携をいっそう強化するため、保健センターと福祉部を統合し、保健福祉部を設置〔4部体制〕</li> </ul>
H10. 1. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加により豊平区が「区のまちづくりビジョン」を策定（以降、平成11年3月31日までに各区が策定）</li> </ul>
H10. 5. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「区の目指すべき方向性検討会議」を設置し、これからの区の方向性の検討に着手</li> </ul>
H12. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の機能強化を継続的に進めるため、総務課と広聴企画担当課長の機能を集約し、総務企画課に一体化</li> <li>・介護保険制度の本格導入に向け、保健福祉部保健福祉サービス課に介護担当課長を</li> </ul>

	設置
H13. 4. 1	・特定税目の集約化に伴い、市民税課と固定資産税課を統合し課税課を設置
H13. 5. 22	・「区の目指すべき方向性」を定める
H14. 4. 1	・土木業務におけるいっそうの連携強化及び効果的な業務執行のため、管理課と維持建設課を統合再編し維持管理課を設置 ・区の総合的な保健福祉施策を推進するため、子育て支援部門や食品・衛生相談部門などの業務（組織）を本庁所管部から移管
H14. 7. 1	・「区の目指すべき方向性」に掲げる「予算要望システム」を導入
H15. 4. 15	・地域における様々なまちづくり活動に対するサポート体制を強化するため、地域振興課にまちづくり担当係長を設置
H16. 4. 1	・出張所及び連絡所を「まちづくりセンター」とし、地域ネットワークの形成促進など、地域の様々なまちづくり活動を支援する機能を強化
H17. 4. 1	・「区のふれあい街づくり事業」に、市民の主体的なまちづくり活動を支援する目的等を加え、新たに「元気なまちづくり支援事業」として実施
H18. 4. 1	・地域まちづくり企画調整機能を再編・集約し、地域振興課にまちづくり推進係、まちづくり調整担当係長を設置 ・防犯を含めた「地域の安全」に係る総括セクションとして地域安全担当係長を設置 ・地域保健福祉に関する横断的な調整、まちづくりセンター等との連携・協力体制の強化のため、保健福祉課に活動推進担当係長を設置
H22. 10. 12	・税務事務の効率化と組織の機能強化を目指して、各区税務部を5市税事務所に統合して移転設置 ・区役所の空きスペースは、市民サービスの向上、働きやすい職場環境の整備、適切な庁舎維持管理を目指して策定した「区役所庁舎のレイアウト等に関する基本的ガイドライン」に基づき、効果的な配置となるようレイアウト変更を実施（～11月）
H28. 4. 1	・地方自治法改正に伴って区の事務分掌を条例化（「札幌市区の設置等に関する条例」の改正）するとともに、区の地域課題解決機能を強化する目的で「札幌市区における総合行政の推進に関する規則」を改正し、区企画調整会議の規定化、区と局の情報共有機能強化（協議細目の一覧化）、区から局への予算要望の規定化などを行った。 ・区の自主執行予算である「元気なまちづくり支援事業」について、地域課題への対応の強化のほか、使途の緩和や区長の裁量を拡大することとし、「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」へと変更した。